

家畜保健衛生所等における産業廃棄物焼却施設
に係るダイオキシン類の検査業務委託仕様書

1 目的

家畜保健衛生所等における産業廃棄物焼却施設に係るダイオキシン類の検査の委託について、その細則を定めるものとする。

2 検査項目

- (1) 排出ガス : ダイオキシン類、一酸化炭素、酸素
- (2) ばいじん及び燃え殻 : ダイオキシン類

3 検査対象施設

施設の名称	施設の所在地	焼却施設設定数
宮崎家畜保健衛生所	宮崎市佐土原町下那珂 3151-1	1 基
都城家畜保健衛生所	都城市高崎町大牟田 4213-1	1 基
延岡家畜保健衛生所	延岡市小野町 4234	1 基
畜産試験場川南支場	児湯郡川南町大字川南 21986	2 基
合計		5 基

4 検査日

契約の締結の日から令和 8 年 3 月 1 日までの期間で別途甲が指定するものとする。

5 検査件数

排出ガス 5 件、燃え殻 5 件、ばいじん 4 件

(なお、ばいじんについては、都城家畜保健衛生所の焼却施設は構造上ばいじんの検体採取ができないため、検査対象から除外する。)

6 試料採取及び検査方法

- (1) 環境省が定めた手法又はそれと同等と認められる手法により採取を行い、かつ分析を実施するものとする。
- (2) 排出ガス中のダイオキシン類濃度を算出する場合、検査対象施設の設置者において測定されている酸素等のデータと十分に照合するものとする。
- (3) 排出ガス、ばいじん及び燃え殻のいずれについても複数回以上検査を行う場合があるので、採取量及び検査使用量を十分に考慮するものとする。
- (4) 採取日は、天候及び家畜保健衛生所等の業務の日程を考慮し、甲乙協議の上定めるものとする。
- (5) 採取を緊急的に行う場合があるので、機動性を有するものとする。
- (6) 高所での採取及び検査のために足場等が必要な場合は、乙が準備すること。

7 検査結果等

- (1) 検査結果が得られたら、速報値を速やかに甲に報告するものとする。
- (2) 委託業務が完了したときは、正式な検査結果を、ダイオキシン類測定結果報告書(計量証明書、測定結果の詳細等を含む)にまとめ、2部を業務完了報告書(別記様式)とともに提出するものとする。